

令和7年9月18日

「一日合同行政相談所（千葉、船橋）」の開催。

＜一日合同行政相談所について＞

総務省千葉行政監視行政相談センターでは、行政相談月間※の行事として、国の行政機関、地方公共団体、各種専門家などが参加し、1か所で行政に関する様々な相談に対応する「一日合同行政相談所」を県内2か所（千葉、船橋）にて開催します。【別紙参照】

※ 総務省では、令和6年度から、行政相談制度及び行政相談委員制度の認知度向上のため、毎年9月から10月の2か月間を「行政相談月間」とし、行政相談活動や広報活動を重点的に実施。

（開催日程）

- ・ 9月25日（木）船橋市役所（船橋市湊町2-10-25）
- ・ 10月20日（月）イオンモール幕張新都心 グランドモール3階 イオンホール
（千葉市美浜区豊砂1-1）

（連絡先）

総務省千葉行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課

担当：久世、内山

電話：（043）246－9821



一日合同行政相談所（千葉、船橋）の開催のお知らせ

- 総務省の行政相談は、担当行政相談機関とは異なる立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。
また、この活動を国民の皆様に知っていただくために、9月と10月の2か月間を「**行政相談月間**」とし、全国的に各種の行事を実施することとしています。
- 総務省千葉行政監視行政相談センターでは、「**行政相談月間**」の行事として、県内2か所（千葉、船橋）で「**一日合同行政相談所**」を開設します。
- 「**一日合同行政相談所**」では、年金、相続、不動産登記や「どこに相談したらよいか分からない」ものなど、様々な相談に応じています。
- 相談は**無料・秘密厳守**で、**事前予約優先制（※）**です。
※ 当日は、【予約なし】でもご相談を受け付けます。
ただし、予約状況によっては、長時間お待ちいただく場合やご希望の機関にご相談いただけない場合がございます。





今年度の一日合同行政相談所開催日程について

相談所名	船橋一日合同行政相談所	千葉一日合同行政相談所
日時	9月25日(木)午後1時～午後4時 ※ 受付は午後3時30分まで	10月20日(月)午後1時～午後4時 ※ 受付は午後3時30分まで
予約期間	9月16日(火)～9月22日(月)	10月7日(火)～10月15日(水)
予約先	☎043-244-1100 総務省千葉行政監視行政相談センター	
場所	船橋市役所 1階 美術コーナー (船橋市役所湊町2-10-25)	イオンモール幕張新都心 グランドモール 3階 イオンホール (千葉市美浜区豊砂1-1 他)
参加機関 (予定)	法務省 千葉地方法務局 千葉県弁護士会 千葉県司法書士会 千葉県税理士会 千葉県社会保険労務士会 千葉県行政書士会 総務省 千葉行政監視行政相談センター 行政相談委員(船橋市担当) (8機関)	法務省 千葉地方法務局 千葉県 千葉県弁護士会 千葉県司法書士会 千葉県税理士会 千葉県社会保険労務士会 千葉県行政書士会 総務省 千葉行政監視行政相談センター 行政相談委員(千葉市担当) (9機関)

※「一日合同行政相談所」のほか、市町村役場等でも行政相談委員が行政相談所を開設しています。詳しくは各市町村の行政相談担当窓口にお問い合わせください。

※「行政相談委員」とは、総務大臣が民間有識者の中から委嘱する者で、地域住民から寄せられる様々な行政分野に関する苦情や意見・要望を受け付け、問題の解決や関係機関に対して改善を促しており、千葉県内では、54市町村に 157名(令和7年9月1日現在)が委嘱されています。